

「幼保小架け橋プログラム」の方向と問題点

杉山隆一(大阪保育研究所)

(1) 架け橋特別委員会の目的

- ①教育基本法におきまして「生涯にわたる人格形成の基礎」を培う重要なものとして規定をされております。幼児期の教育の質的向上と小学校教育との円滑な接続を、発達段階を見通した教育の充実という一貫性の基に図っていくことが必要となります。(瀧本初等中等教育局長)
- ②本年5月に開催されました経済財政諮問会議において、萩生田大臣より「幼児教育スタートプラン」のイメージを公表させていただいたところでございます。
- ③諸外国では、幼児教育の質がその後の生活と学びニアが得る影響を踏まえ、幼児期からの一貫性・継続性を重視した教育政策の充実を図る傾向にある。

<ねらい>

- ・萩生田大臣より「幼児教育スタートプラン」の具体化を図ること。
- ・学習指導要領の育成する「資質と能力」につながる幼児教育により「資質と能力の基礎」を一体的に育むこと。
- ・幼児教育を学習指導要領に接続させることー「架け橋プログラム」として

(2) たたき台（架け橋特別委員会）の基調

- ①幼児教育と小学校教育との「架け橋」については幼児教育の質として早期教育や小学校教育の前倒しではない。
- ②遊びを通じた学びがその後の教育の基礎を培っていることを十分理解して内容を検討する
- ③主体的・対話的で深い学び」について学校種や施設類型を超えて理解を深める
- ④発達の連続性の重要性の理解が十分ではない。「社会に開かれた教育課程」の観点から議論し策定する
- ⑤言語や数量との出会い、人や物との関わりなどを通じた感情なども貴重な体験であること
- ⑥教育の持つ、文化の伝達・継承機能を意識する必要
- ⑦家庭一愛情としつけを通して幼児の成長の基礎となる心の基盤の形成の場

(3) 問題点

- ① 「架け橋特別委員会」が新聞報道されて時に小学校教育の準備教育ではないかとの報道があり、それを火消しするために早期教育や準備教育を議論するのではないと強調している。しかし、学習指導要領による生活や学習に必要な資質・能力の育成を「基礎」という形で幼児期の教育内容を構成することから幼児教育は小学校教育の準備教育または第一歩だといわれても反論できない。また、資質・能力の育成が幼児教育の質を表すとの考えでプログラムを作成するとなると幼児教育の独自性は失われる。
- ② 「架け橋特別委員会」では「保育」という用語は一切使われていないケアの部分化が削げ落ちた幼児教育内容となり子どもにとって受容・共感などが弱くならないだろうか。遊びが学びにつながる遊びだけだ

③遊びについては「たたき台」では強調しているが、学びにつながる遊びが重視されるのではないか。学びのための手段としての遊びが広がるのではないだろうか。あるいは、子どもが主体的遊んでいても、保育者にとっては、その遊びは何の学びになっているか問われることになる。保育者は子どもの遊びに学びの目的と内容を見出すことを求められ、遊びを学びの視点で見るようになる。保育者は、子どもの何気ない遊びに出会い、面白く思ったり、子どもの発想に感動したりする気持ちが薄まったりしないかと思う。

④教育の機能について「文化の伝達・継承機能」としているが、子どもが主体的に生き自立する人間として成長発達するための機能が抜けている。教育はきぞんの文化の向上の機能もあるが抜けている。既存の価値観（体制の価値観）の伝達継承機能に教育を限定することは現状肯定の役割を果たす。伝達・継承機能とは何を伝達し継承するのか。

⑤家庭は「愛情としつけを通して幼児の成長の基礎となる心の基盤の形成の場」と規定している。「心の基盤」は愛情としつけだけで形成されるのか。心の基盤は愛着関係の形成ではないか。愛着関係は、子どもが養育者との間に信頼関係がつけられることから始まるといわれている。愛情は親が一方的に与えるのではなく子供と親の相互の生活活動の中で芽生えるのではないか。この書き方は、親が一方的に子どもを愛し、しつけとして生活規則を身に付けさせることになるのか。児童虐待問題では親が「しつけ」と称して「虐待」が生まれている。「しつけ」については慎重な態度が必要であるが、子どものしつけは親の責任のようにとられても仕方がない表現である。なお、小1プロブレムは家庭のしつけが不十分だとされ家庭責任が問われることになるかもしれない。

(4) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の役割

①幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は以下の10項目である

- ・健康な心と体
- ・自立心
- ・協働性
- ・道徳性・規範意識の芽生え
- ・社会生活とのかかわり
- ・思考力の芽生え
- ・自然とのかかわり・生命尊重
- ・数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ・言葉による伝え合い
- ・豊かな感性と表現

②学習指導要領における対応

- ・小学校学習指導要領においても、幼児期の学びから小学校教育に円滑に移行できるよう。各教科等の指導において、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること

③小学校教育の側からも教科学習の指導において「姿」の到達を考慮して授業の展開を考えることになる。幼保も小学校教育を念頭に置いて「姿」の到達を明座すことになる。幼児教育が小学校教育に従属するのではないか。